

4.雇用調整助成金等及び休業支援金等の事後確認（処置要求）

厚生労働本省、33労働局

3億1719万円(指摘金額)

厚生労働省による事後確認の概要等

- ✓ 厚生労働省は、雇用調整助成金等及び休業支援金等の支給の迅速化のために支給決定の際に行う審査（事前審査）の迅速化等を行う一方で、適切な支給を確保するために、支給後に不正受給の有無等の確認（事後確認）に取り組む
- ✓ 厚生労働本省は、不正受給への対応を強化するために、各労働局に対し、令和3年10月、雇用調整助成金等の支給を受けた事業主の事業所を訪問して行う**実地調査**に取り組むことなどとする通知を発出

検査の結果

- ✓ 労働局が実地調査を実施できる対象には限りがあるなどの事情を踏まえつつ、事後確認が適切に実施されているかなどに着眼して、2、3両年度に支給決定された雇用調整助成金等及び休業支援金等を対象として検査
- ✓ データが十分に活用されておらず、雇用調整助成金等と休業支援金等を**重複して支給している事態（重複支給）**の有無に関する事後確認が適切に行われていない等（指摘金額1億6133万円）
- ✓ データが十分に活用されておらず、休業支援金等について二重に支給している事態（二重支給）の有無に関する事後確認が行われていない等（同2271万円）
- ✓ 実地調査の対象とする事業主の範囲が**リスクの所在等**を踏まえて設定されておらず、対象範囲外の事業主に雇用調整助成金等の不正受給が見受けられている（同1億3315万円）

要求する処置

- ✓ 保有するデータを活用するなどして**重複支給の有無**を事後確認することなどとして、それらの具体的な方法を策定すること等
- ✓ 保有するデータを活用するなどして**二重支給の有無**を事後確認することとして、その具体的な方法を策定すること等
- ✓ **リスクの所在等**に十分に留意して**実地調査の対象とする事業主の範囲**を**設定**することとする見直しを行い、リスクの程度を適切に評価することにより付した優先度に基づき**実地調査の対象とする事業主**を選定することとして、その具体的な方法を策定すること

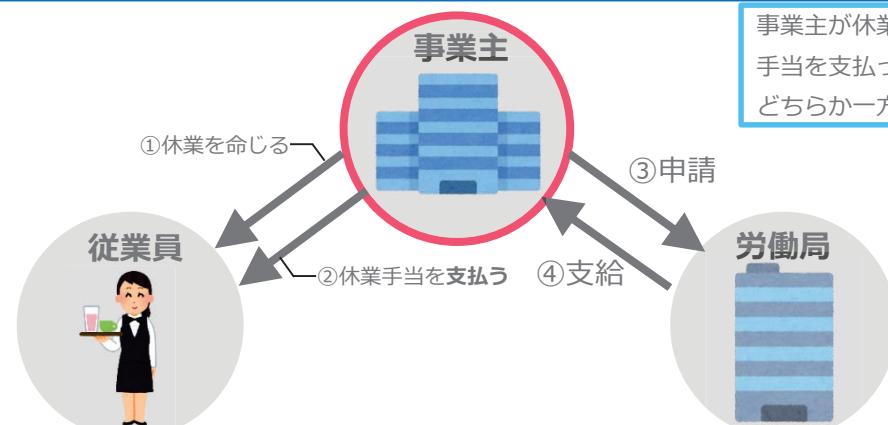


4.雇用調整助成金等及び休業支援金等の事後確認（処置要求）

厚生労働本省、33労働局

3億1719万円(指摘金額)

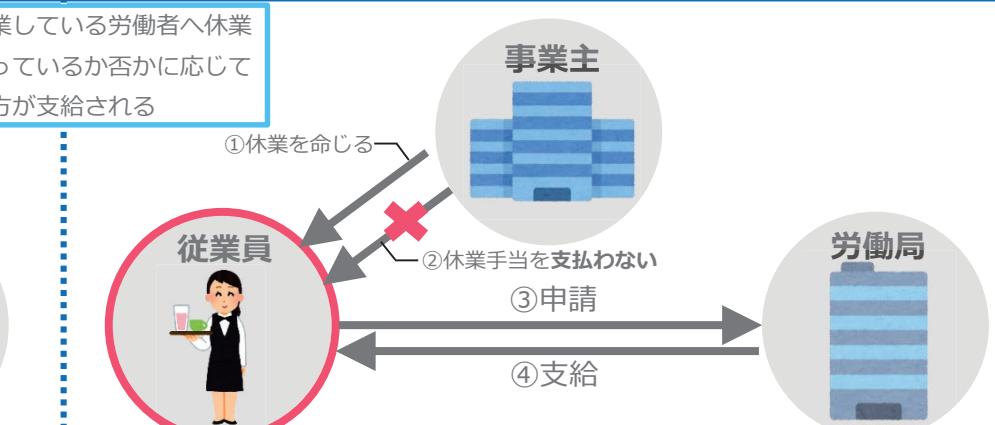
雇用調整助成金等の概要



雇用保険被保険者 ⇒ 雇用調整助成金

雇用保険被保険者以外 ⇒ 緊急雇用安定助成金

休業支援金等の概要



雇用保険被保険者 ⇒ 休業支援金

雇用保険被保険者以外 ⇒ 休業給付金

厚生労働省による事後確認の取組状況

新型コロナウイルス感染症の影響
による経済活動の急速な縮小等

労働者の雇用を維持するために、雇用調整助成金等や
休業支援金等の迅速な支給が求められた
⇒ 原則、2週間以内の支給を目指す

そのために…

- ・申請書類の簡素化
- ・審査の迅速化
- ・労働局における業務体制の構築 等

支給時の確認に制約

不正受給に対応する
ためには事後確認が
重要

そこで、厚生
労働省による
事後確認の
取組をみて
みると…

【厚生労働省による事後確認の取組状況】

1. 重複支給については…

- 休業支援金等の不正受給が疑われる場合には確認することとしている

- 支給データを活用した事後確認は行っていない

2. 二重支給については…

- 支給データを活用した事後確認は行っていない

3. 実地調査については…

- 選定リストを作成して、選定リストの中から実地調査を行う事業主を選定
- 選定リストには、事前審査時に疑義が見受けられた事業主や不正受給に関する情報提供等があった事業主を掲載することになっている



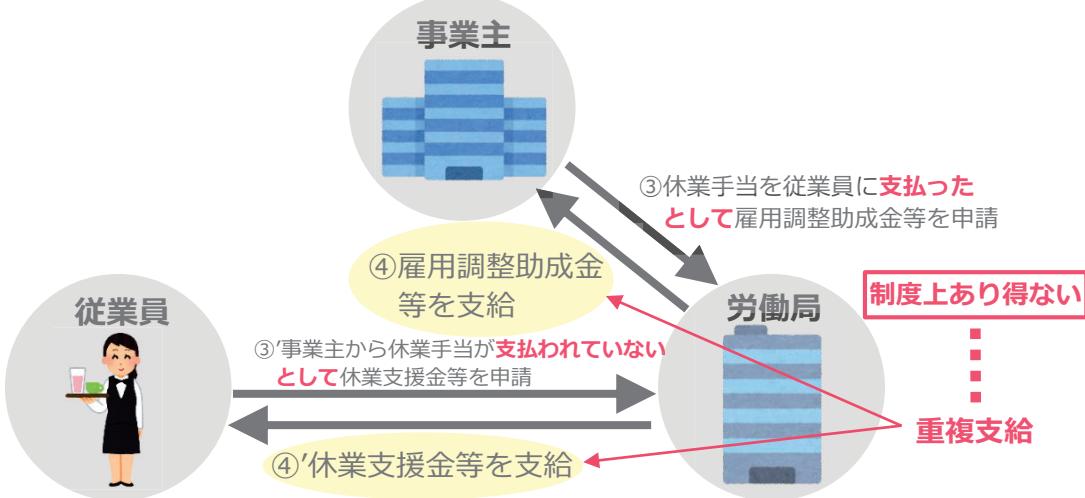
4.雇用調整助成金等及び休業支援金等の事後確認（処置要求）

厚生労働本省、33労働局

3億1719万円(指摘金額)

検査の結果（1）

データが十分に活用されておらず、重複支給の有無に関する事後確認が適切に行われていないなどの事態



厚生労働省が保有するデータの分析により

重複支給の可能性があるものを抽出可能



本院が実際にデータを分析

その結果、1億0017万円の重複支給

また、重複支給と関連して別に
雇用調整助成金等の不正受給5277万円
休業支援金等の不正受給838万円

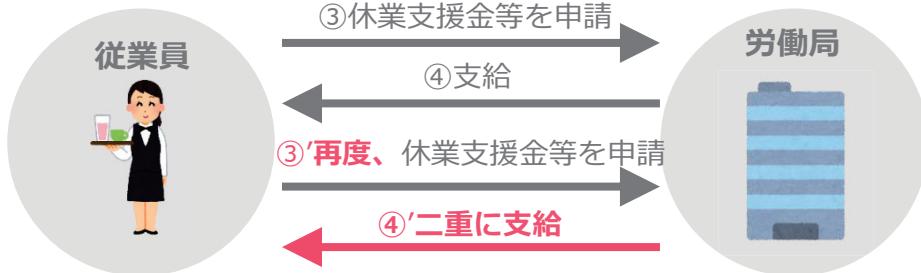
(指摘金額1億6133万円)

要求する処置

保有するデータを活用するなどして重複支給の有無を事後確認することなどとして、それらの具体的な方法を策定すること等

検査の結果（2）

データが十分に活用されておらず、休業支援金等について二重支給の有無に関する事後確認が行われていないなどの事態



厚生労働省が保有するデータの分析により

二重支給の可能性があるものを抽出可能



本院が実際にデータを分析

その結果、2271万円の二重支給

(指摘金額2271万円)

要求する処置

保有するデータを活用するなどして二重支給の有無を事後確認することとして、その具体的な方法を策定すること等



4.雇用調整助成金等及び休業支援金等の事後確認（処置要求）

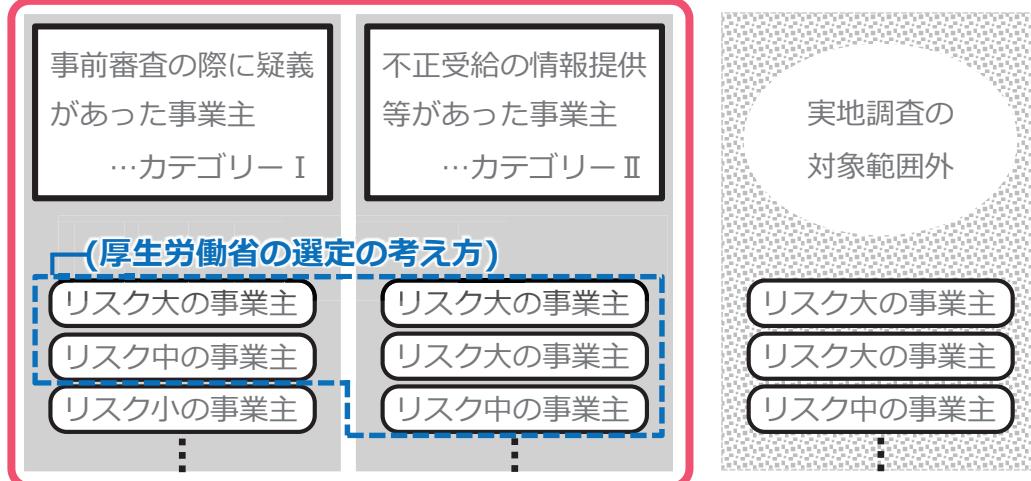
厚生労働本省、33労働局

3億1719万円(指摘金額)

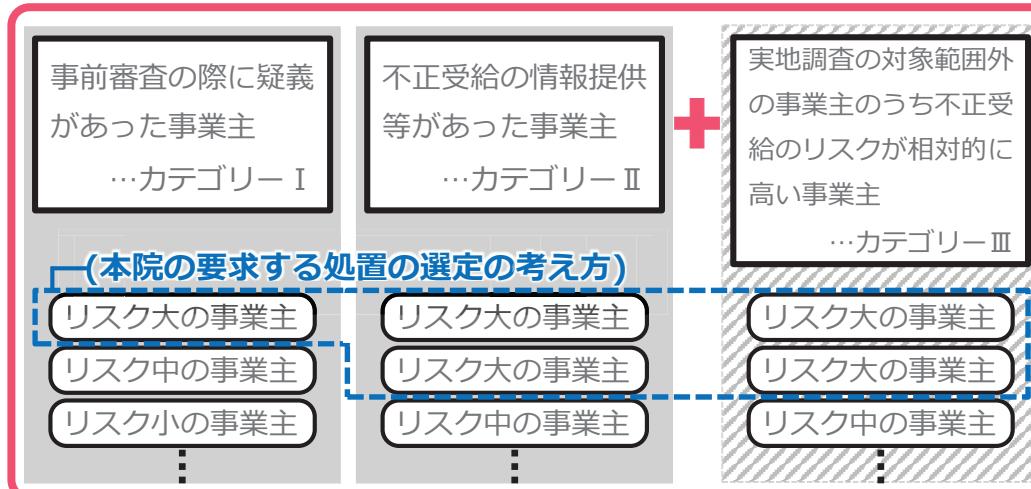
検査の結果（3）

実地調査の対象とする事業主の範囲がリスクの所在等を踏まえて設定されておらず、対象範囲外の事業主に雇用調整助成金等の不正受給が見受けられている事態

- 厚生労働省の取組における実地調査の対象とする事業主の範囲（イメージ図）



- 本院が要求する実地調査の対象とする事業主の範囲（イメージ図）



カテゴリーⅢから66事業主を抽出して検査

⇒6事業主が計1億3315万円を不正受給
(雇用している労働者はいないのに雇用したとするなど)

9労働局による
実地調査により
不正受給が判明
した割合

5.7%

本院の検査により
不正受給が判明し
た割合
9.0%

カテゴリーⅢにも不正受給が見受けられていて、
カテゴリーⅢについても実地調査の対象に含める
ようにしないと、不正な支給申請を行いうリスクが
想定される事業主が取り込まれないことになる

要求する処置

リスクの所在等に十分に留意して実地調査の対象とする事業
主の範囲を設定することとする見直しを行い、リスクの程度
を適切に評価することにより付した優先度に基づき実地調査
の対象とする事業主を選定することとして、その具体的な
方法を策定すること

